

企 画 第 5 1 号  
平成14年7月15日

日本赤十字社  
各都道府県支部事務局長 様

日本赤十字社  
企画広報室長 (公印省略)

### 地区分区における情報公開について

本年4月1日から実施している日本赤十字社の情報公開については、貴職において適切に対応されておられることと思料されますが、某支部より地区分区における情報公開の実施方法について疑義照会があり、本社の見解を下記のとおり回答いたしましたので、貴支部においても同様の取扱いをされるよう通知します。

#### 記

##### (問)

地区長を市長、分区長を町村長に委嘱している場合であって、その地区分区の事務を各自治体職員が行っている場合における情報公開の取扱いについてお尋ねします。

今回、日本赤十字社の情報公開の実施にあたり、一部自治体においては日本赤十字社の地区分区について自治体職員が協力してその事務を行っている場合は、日本赤十字社の情報公開要綱によらずに当該自治体の情報公開条例により公開することができるとの意見もあります。

このように、情報公開に際し、個々の自治体によって見解が異なる場合には、情報公開の円滑な実施に支障を生ずることとなります。

地方自治体による日本赤十字社への協力との関連において日本赤十字社の要綱によるべきか当該地方自治体の条例に基づいて地区分区の事務を情報公開することが可能なかまたその場合の公開の根拠について、整合性をどう図ればよいのかご教示願います。

##### (回答)

日本赤十字社は、国の情報公開法の対象とはなっておりませんが、自主的に「日本赤十字社の保有する情報の公開に関する実施要綱」を定めて、全国統一した情報公開を行うこととしたものであります。

実施要綱では、地区分区において情報公開を求められた場合は、支部事務局長が開示実施責任者として対応することとしており、あくまでも日本赤十字社の都道府県支部が情報公開を行うこととしています。

これは、地区分区の事務事業は、都道府県支部の責任において業務を行っていることを明確にするとともに、支部事務局長が支部の開示実施責任者として対応することを定めたものです。

また、地区分区業務に協力する地方自治体職員は、当該地方自治体の上司の指示を受けて、日本赤十字社の固有業務である地区分区の業務を行うものであることから、日本赤十字社の情報公開実施要綱に基づいて、情報公開を行うべきものと考えます。